

習志野市広告掲出に係る運用基準

平成17年2月24日
習志野市広告掲出審査委員会決定
平成17年12月26日改正
平成20年11月20日改正

この基準は、習志野市広告掲出の取扱に関する基本要綱第3条第2項の規定に基づき、同条第1項各号に掲げる業種等について定めるものであり、広告掲出の要件の適否についての判断基準とする。

なお、この基準は、社会情勢等の変化により必要に応じ、見直しするものとする。

第1号 法令等に違反があるもの

法令等を随時参照

第2号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の適用を受ける業種に該当するもの

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に列挙される業種であり、その主なものはキャバレー、ダンスホール、マーシャン屋、パチンコ屋及びわいせつな行為を個室等で行なわせる営業等

第3号 公の秩序又は善良な風俗に反するもの

賭博、無届の金融業、テレフォンクラブ、アダルトショップ、ダイヤルQ²及び本人の承諾を得ずに個人のプライバシーを扱う事業等の業種であり、その表現方法がいかがわしい表現、乱暴な表現、過激な表現、社会生活を破壊するような表現あるいは社会正義に反するような表現をとるもの

第4号 政治活動及び宗教活動に係るもの

公職選挙法(昭和20年法律第100号)に抵触する活動、政党等の講演会開催等、議員等が政治活動のため主催する行事案内、寺社や宗教名を用いた布教・義援金募集活動等。

なお、宗派を問わない墓地、冠婚葬祭業、法に基づき設置された学校や教育機関の生徒募集等は該当しない

第5号 社会問題、意見広告及び個人宣伝に係るもの

国内世論を二分するようなもの、法令等に違反する可能性があるもの、個人的な意見を述べるもの、死亡通知、尋ね人の広告等

第6号 必要以上に市民に購買意欲をそとる内容であるもの

マルチ商法、キャッチ商法、靈感商法等の業種であり、その表現方法があたかも市が推薦するような表現、高収入を約束するような表現、誇大あるいは過大な表現、錯誤する表現あるいは射幸心を煽るような表現をとるもの

第7号 売名行為及びこれに類する内容であるもの

自分の名声（評判）を自分で世間に広めようとするもの

第8号 暴力団、その他反社会的団体が関与するもの

暴力団及び関連企業等その他犯罪や法令違反に係わる組織が関与するもの

第9号 その他市長が適当ではないと認めるもの

この号に該当するかどうかについては習志野市広告掲出審査委員会で審議を経た上で決定するものとする

その他、習志野市広告掲出審査委員会又は担当課が、要綱の規定に照らして掲出することが適切でないと判断するものを含む。